

学校法人と社会福祉法人・公益財団法人の関係法令上のガバナンスの比較

学校法人制度改革特別委員会 (第3回)	参考資料5
令和4年2月22日(火)	

		学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は改革会議提言 (R3.12)	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中			
根拠法	私立学校法	私立学校法		社会福祉法		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	斜字体は社団の規定の準用	
評議員会	位置付け	必置	必置	41 I	必置	36 I	必置	170
	議決事項	—	・理事・監事の選任・解任 → 理事、監事、会計監査人の選任・解任 (ただし、理事の選任については諮問委員会を置くことが望ましい)		・理事・監事・会計監査人の選任・解任	43,45の4	・理事・監事・会計監査人の選任・解任	63,176
		—	・中期的な計画 → 中期的計画 — → 事業計画 — → 多額の借財 — → 重要な財産の処分 ・寄附行為の変更 → 寄附行為 (定款) 変更 — ・合併・解散 → 合併や解散、重要な保証等 — → 役員に対する報酬額 (定款で額を定めている場合を除く) ・役員報酬支給基準 → 言及なし (一般法人法第197条に触れず) — ・ <u>役員</u> の責任免除、退職慰労金等	44の5	・社会福祉充実計画 — — — ・定款の変更 — ・合併・解散 — ・役員報酬 (定款に額の定めがないとき。評議員報酬は定款) — ・役員等報酬支給基準 — ・ <u>役員</u> の責任免除、退職慰労金等	55の2Ⅶ 45の36 I 52,54の2 I,54の8,46 I ①	— — — — ・定款の変更 — ・合併・事業譲渡	200 247,251,257
—	・寄附行為で定められた事項 ※ <u>下線</u> は特別決議、それ以外は寄附行為の定め	42 II 41IX	・計算書類 (会計監査人非設置) — ・定款で定められた事項 ※ <u>下線</u> は特別決議	45の16Ⅳ準用 45の35 II 45の22の2準用 45の30 II 45の8 II	・役員報酬 (定款に額の定めがないとき。評議員報酬は定款) — ・役員等報酬支給基準 — ・ <u>役員</u> の責任免除、退職慰労金等 — ・計算書類 (会計監査人非設置) — ・定款で定められた事項 ※ <u>下線</u> は特別決議	89 認5③ 113 I IV 126 II 178 II		
上記事項に係る権限	—	→ 法定事項・定款で定めた事項に限り決議可能 ※評議員会以外の機関による法定事項の決定は無効 → 招集議題以外の事項を決議できない (定時評議員会への会計監査人の出席要求は可) → 決議の省略 (みなし決議)	→ 法定事項・定款で定めた事項に限り決議可能 ※評議員会以外の機関による法定事項の決定は無効 → 招集議題以外の事項を決議できない (定時評議員会への会計監査人の出席要求は可) → 決議の省略 (みなし決議)	45の8 II 45の8Ⅲ 45の9Ⅸ 45の9 X 準用	→ 法定事項・定款で定めた事項に限り決議可能 ※評議員会以外の機関による法定事項の決定は無効 → 招集議題以外の事項を決議できない (定時評議員会への会計監査人の出席要求は可) → 決議の省略 (みなし決議)	178 II 178Ⅲ 189Ⅳ 194		

	学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は改革会議提言 (R3.12)	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中	
評議員会					
諮問・意見聴取・報告事項	・予算・事業計画 ・中期的な計画 ・借入金・重要な資産処分 ・役員報酬支給基準 ・寄附行為の変更 ・合併・解散 ・収益事業に関する重要事項 ・寄附行為で定めるその他重要事項 ・決算・事業実績	・予算・事業計画 → 議決へ → 議決へ ・借入金・重要な資産処分 → 議決へ → 議決へ → 議決へ → 議決へ → 議決へ → 議決へ → 議決へ ・収益事業に関する重要事項 → 議決へ ・寄附行為で定めるその他重要事項 → 議決へ → 議決へ → 議決へ	42 I ① ② ③ ④ ⑤ ⑥⑦ ⑧ ⑨ 46	・計算書類 (会計監査人設置) ・事業報告 45の31,45 の30Ⅲ	・計算書類 (会計監査人設置) ・事業報告 127,126 Ⅲ
その他の権限	(諮問・議決事項に限らず) 役員に対する意見陳述・報告徴収	(諮問・議決事項に限らず) 役員に対する意見陳述・報告徴収	43	-	-
定時評議員会	-	→ 位置付けを検討 → 招集義務		招集義務 45の9 I	招集義務 179 I
議事録	寄附行為の定め	→ 作成の義務付けを検討 → 作成・備置き (10年) 義務	30 I ⑦	作成・備置き (10年) 義務 45の11	作成・備置き (10年) 義務 193
定数	理事の2倍を超える数	理事の2倍を超える数 → 理事による兼務の禁止と併せて引下げを検討 → 最低員数 (3名以上) を定める	41 II	理事の定数を超える数 ※施行後3年は小規模法人は4人以上で可とする経過措置 40Ⅲ,42	3人以上 → 理事の定数を超える数への改正を検討 173Ⅲ,175
職務・権限・義務	・評議員会の招集請求 (評議員 3分の1以上) - - - - - ・善管注意義務 (解釈)	・評議員会の招集請求 (→ 評議員個人) → 評議員会の招集請求・招集 (評議員個人・裁判所の許可) ・評議員提案権 → 評議員提案権 ・財産目録等の閲覧謄写 → 計算書類等の謄写請求 ・理事の行為の差止請求権 → 理事の行為の差止請求権 ・解任の訴え → 解任の訴え → 公益財団法人の見直しを踏まえ、責任追及の訴えを導入 → 責任追及の訴えを定める ・善管注意義務 (解釈) → 善管注意義務	41 V	・評議員会の招集請求・招集 (評議員個人・所轄庁の許可) ・評議員提案権 ・計算書類・議事録等の閲覧謄写 ・理事の行為の差止請求権 ・解任の訴え - ・善管注意義務 45の9Ⅳ V 45の9 X 準用 45の25,45の32Ⅲ,45の15 II 45の16Ⅳ 準用 45の4Ⅲ 準用 38	・評議員会の招集請求・招集 (評議員個人・裁判所の許可) ・評議員提案権 ・計算書類・議事録等の閲覧謄写 ・理事の行為の差止請求権 ・解任の訴え → 責任追及の訴えの導入を検討 ・善管注意義務 180,181 II 184~ 121,129 Ⅲ,97 II 88 284~ (278~) 172
責任	・法人・第三者に対する損害賠償責任 (解釈)	・法人・第三者に対する損害賠償責任 (解釈) → 法人・第三者に対する損害賠償責任 (補償契約・責任保険契約について言及なし)		・法人・第三者に対する損害賠償責任 (評議員は補償契約・責任保険契約の対象外) 45の20 I,45 の21	・法人・第三者に対する損害賠償責任 (評議員は補償契約・責任保険契約の対象外) 111I,117 I
選任	・寄附行為の定め -	・寄附行為の定め ・理事・理事会による評議員の選任は無効 → 理事・理事会による評議員の選任は無効 (評議員選定のための諮問委員会を設置することが望ましい)	44 I,30 I ⑦	・定款の定め ・理事・理事会による評議員の選任は無効 39,31 I ⑤ 31 V	・定款の定め ・理事・理事会による評議員の選任は無効 153 I ⑧ 153Ⅲ

		学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は改革会議提言 (R3.12)	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中		
評議員会	構成・資格	・当該学校法人の職員 ・25歳以上の卒業生 ・その他	→ 多様な意見の反映を目指して見直し → 現役 (退職後 5 年まで) の理事や職員との兼任を認めない → 他の団体・法人の関係者が一定数を占めることを禁止	44 I ① ~③ ・社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	39 -		
	外部評議員	-	→ 学内関係者の上限割合を設定し、段階的に引下げ → 現役 (退職後 5 年まで) の理事や職員との兼任を認めない	-	→ 外部評議員 1 人以上の義務付けを検討		
	親族等の選任の制限	-	→ 各役員・評議員について、親族・特殊関係者が含まれてはならない → 各役員・評議員について、親族・特殊関係者が含まれてはならない	各役員・評議員について、親族・特殊関係者が含まれてはならない。	40 IV V → 同一親族等関係者又は同一団体関係者の割合の制限の設定を検討		
	兼職禁止	監事との兼職禁止 ※理事・教職員と評議員は兼任可	理事・監事との兼職禁止 → 理事を兼務する評議員に、評議員会の議決事項の議決権を認めない → 現役 (退職後 5 年まで) の理事や職員との兼任を認めない	39 理事・監事・職員との兼職禁止	40 II 当該法人又はその子法人の理事・監事・使用人との兼職禁止	173 II	
	解任	・寄附行為の定め - - -	・寄附行為の定め ・理事・理事会による評議員の解任は無効 → 理事・理事会による評議員の解任は無効 ・解任の訴え → 言及なし ・所轄庁の解任勧告 → 所轄庁の解任勧告	30 I ⑦ ・定款の定め ・理事・理事会による評議員の解任は無効 ・解任の訴え -	31 I ⑤ 31 V 45の4 III 準用	・定款の定め ・理事・理事会による評議員の解任は無効 ・解任の訴え -	153 I ⑧ 153 III 284~
	任期	寄附行為の定め	寄附行為の定め → 理事の任期よりも長いもの (倍以上) とするよう定める	30 I ⑦ 選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで (定款で6年まで伸長可)	41 選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで (定款で6年まで伸長可)	174 I	

		学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は改革会議提言 (R3.12)	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中			
理事会	職務・権限	・法人の業務を決定 ・理事の職務の執行を監督 (・寄附行為の定め) — —	・法人の業務を決定 ・理事の職務の執行を監督 ・理事長の選定・解職 → 理事長の選定・解職 → 内部統制システム整備の義務付け (大規模法 模法人) → 内部統制システム整備の義務付け (大規模法 い) ・評議員会の議題・議案提案 → 言及なし —	36Ⅱ 36Ⅱ 35Ⅱ 45の13Ⅱ① ② ③,Ⅲ 45の13Ⅳ ⑤,Ⅴ 45の9Ⅹ準 用 45の14Ⅸ準 用	・法人の業務執行の決定 ・理事の職務の執行の監督 ・代表理事の選定・解職 ・内部統制システム整備の決定義務 (大規模法人) ・評議員会の議題・議案提案 ・決議の省略 (みなし決議)	90Ⅱ① ② ③,Ⅲ 90Ⅳ⑤,Ⅴ 181Ⅰ 96		
	議事録	寄附行為の定め	・作成の義務付け ・評議員による閲覧謄写請求 → 作成・評議員にも提供する	30Ⅰ⑥	・作成・署名人・備置き (10年) 義務 ・評議員・債権者による閲覧謄写請求 (所轄庁の許 可)	45の14Ⅵ ~、45の15 ・作成・署名人・備置き (10年) 義務 ・評議員・債権者による閲覧謄写請求 (裁判所の許 可)	95Ⅲ~、97 可)	
理事	定数	5人以上	5人以上	35Ⅰ	6人以上	44Ⅲ	3人以上	65Ⅲ
	理事長	・法人を代表し、その業務を総理	・法人を代表し、その業務を総理 → 法人・理事間の訴えを除く	37Ⅰ	・法人の業務を執行する ・法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為 をする権限を有する (法人・理事間の訴えを除く)	45の16Ⅱ ①,45の17	・法人の業務を執行する ・法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為 をする権限を有する (法人・理事間の訴えを除く)	91Ⅰ① 77Ⅳ
	理事の職務・権 限・義務	・寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理 事長を補佐して学校法人の業務を掌理する — ※寄附行為作成例：重要な事項を除き委任できる ・理事会の議決に加わる ・理事会の招集請求 (寄附行為の定め) ※寄附行為 作成例：理事3分の2以上 — (・評議員を兼職して評議員会へ参画) ・忠実義務 ・利益相反取引の制限 ・善管注意義務	→ 業務執行理事の位置付け・選任手続等を検討 → 重要な業務執行の決定を理事会から理事に委任で きない ・理事会の議決に加わる → 理事会の招集請求・招集 (理事長以外の理事) ・職務の執行状況の理事会への報告 (理事長・業務 執行理事) → 3箇月に1回以上、職務の執行状況の理事会へ の報告 (理事長) (→ 兼職禁止) → 兼職禁止 → 評議員会での説明義務 ・忠実義務 ・利益相反取引の制限 ・善管注意義務	37Ⅱ 36Ⅰ 36Ⅲ後 40の2 40の2 40の5 35の2	・理事会の決議によって選任された理事が法人の業務を 執行する ※重要な財産処分等の決定を理事会から理事に委任 できない -重要な財産処分等 -多額の借財 -重要な役割を担う職員の選任・解任 -重要な組織の設置等 -内部統制システムの整備 -理事の責任免除 ・理事会の議決に加わる ・理事会の招集請求・招集 (理事個人) ・職務の執行状況の理事会への報告 (理事長・業務 執行理事) ・評議員会での説明義務 ・忠実義務 ・利益相反取引の制限 ・善管注意義務	45の16Ⅱ② 45の13Ⅳ 45の13Ⅰ 45の14 45の16Ⅲ 45の10 45の16Ⅰ 45の16Ⅳ準 用 38	・理事会の決議によって選任された理事が法人の業務を 執行する ※重要な財産処分等の決定を理事会から理事に委任 できない -重要な財産処分等 -多額の借財 -重要な使用人の選任・解任 -重要な組織の設置等 -内部統制システムの整備 -理事の責任免除 ・理事会の議決に加わる ・理事会の招集請求・招集 (理事個人) ・職務の執行状況の理事会への報告 (理事長・業務 執行理事) ・評議員会での説明義務 ・忠実義務 ・利益相反取引の制限 ・善管注意義務	91Ⅰ② 90Ⅳ 90Ⅰ 93 91Ⅱ 190 83 84,92Ⅱ 172
	責任	法人・第三者に対する損害賠償責任	法人・第三者 (財産目録等の虚偽は過失責任、その 他は重過失責任) に対する損害賠償責任	44の2,3	法人・第三者 (計算書類等の虚偽は過失責任、その 他は重過失責任) に対する損害賠償責任	45の20 Ⅰ,45の21	法人・第三者 (計算書類等の虚偽は過失責任、その 他は重過失責任) に対する損害賠償責任	111,117

		学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は改革会議提言 (R3.12)	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中
理事	選任	寄附行為の定め	評議員会が選任 → 評議員会が選任	評議員会が選任	評議員会が選任
	構成・資格	・設置する学校の校長（2以上の学校を設置する場合、寄附行為の定めるところにより1人以上） ・評議員のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者 ・その他	・設置する学校の校長（1人以上） → 評議員のうちから選任する場合、評議員辞任を求め → 兼職禁止	・社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 ・当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 ・当該法人が設置する施設の管理者	—
	外部理事	1名以上（修学支援新制度により2名以上）	1名以上（修学支援新制度により2名以上） → 公益法人の見直しを踏まえ、外部・独立性を検討	—	→ 1名以上の義務付け・外部人材の定義を検討
	親族等の選任の制限	各理事の親族が一人を超えて含まれてはならない	各理事の親族が一人を超えて含まれてはならない → 他の法人・団体の関係者が一定数を占めることを禁止	・各理事の親族・特殊関係者が三人を超えない ・当該理事及びその親族・特殊関係者が理事総数の3分の1を超えない	・各理事及びその親族・特別関係者が理事総数の3分の1を超えない ・同一団体の理事・配偶者・親族・密接関係者が理事総数の3分の1を超えない
	解任	・寄附行為の定め — ・所轄庁の解任勧告	・評議員会が解任（解任事由のあるとき） → いつでも評議員会の決議によって解任 → 職務義務違反等の解任事由を定める → 解任事由なし ・解任の訴え → 解任の訴え ・所轄庁の解任勧告	・評議員会が解任（解任事由のあるとき） —職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき —心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき ・解任の訴え ・所轄庁の解任勧告	・評議員会が解任（解任事由のあるとき） —職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき —心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき ・解任の訴え —
	任期	寄附行為の定め	寄附行為の定め → 選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（再任は妨げない）	選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（定款での短縮可）	選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（定款での短縮可）

		学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は改革会議提言 (R3.12)	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中			
監事	定数	2人以上	2人以上	2人以上	44Ⅲ	1人以上		
	職務・権限・義務	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を監査 法人の財産の状況の監査 理事の業務の執行の監査 理事会に出席して意見を述べる 所轄庁又は理事会・評議員会に報告（業務・財産・理事の業務執行に関し不正行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したとき） 監査報告書を作成し、理事会・評議員会に提出 理事会・評議員会の招集請求権・招集権 理事の行為の差止請求権 善管注意義務 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を監査 →子法人（連結・実質支配グループについて対象）の業務・財産の状況の調査も含む 法人の財産の状況の監査 理事の業務の執行の監査 理事会に出席して意見を述べる → 理事会の招集通知の対象に監事を加える → 理事会の招集通知の対象に監事を加える → 評議員会での説明義務 所轄庁又は理事会・評議員会に報告（業務・財産・理事の業務執行に関し不正行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したとき） → 報告義務の拡大（不正のおそれ） → 評議員会への報告義務（議案の法令違反等） 監査報告書を作成し、理事会・評議員会に提出 →（監査の趣旨・対象を明確化する観点から）財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告、内部統制システムの実効性を監査 理事会・評議員会の招集請求権・招集権 理事の行為の差止請求権 → 法人・理事間の訴えにおける代表 善管注意義務 	<ul style="list-style-type: none"> 37Ⅲ① ② ③ ⑦ ⑤ ④ ⑥,37Ⅳ 40の5 35の2 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務・財産の状況の調査 理事の職務の執行を監査 理事会への出席・意見陳述義務 評議員会での説明義務 理事会への報告義務（理事の不正行為・そのおそれ、法令等に違反する事実等があると認めるとき） 評議員会への報告義務（議案の法令違反等） 計算書類（会計監査人非設置）・事業報告の監査 監査報告の作成（会計監査人の監査方法・結果の相当性を含む） 理事会の招集請求権・招集権 理事の行為の差止請求権 法人・理事間の訴えにおける代表 善管注意義務 	<ul style="list-style-type: none"> 45の18Ⅱ 45の18Ⅰ 45の18Ⅲ準用,45の10 45の18Ⅲ準用 45の28,45の18Ⅰ 45の18Ⅲ準用 45の18Ⅲ準用 45の18Ⅲ準用 38 44の20Ⅰ,45の21 43 43Ⅲ準用 43Ⅲ準用 44Ⅴ① ② 44Ⅱ 44Ⅶ 	<ul style="list-style-type: none"> 法人・子法人の業務・財産の状況の調査 理事の職務の執行を監査 理事会への出席・意見陳述義務 評議員会での説明義務 理事会への報告義務（理事の不正行為・そのおそれ、法令等に違反する事実等があると認めるとき） 評議員会への報告義務（議案の法令違反等） 計算書類（会計監査人非設置）・事業報告の監査 監査報告の作成（会計監査人の監査方法・結果の相当性を含む） 理事会の招集請求権・招集権 理事の行為の差止請求権 法人・理事間の訴えにおける代表 善管注意義務 	<ul style="list-style-type: none"> 99ⅡⅢ 99Ⅰ 101Ⅰ 190 100 102 124,99Ⅰ 101ⅡⅢ 103 104 172 111,117 63 72 74 65Ⅱ 公5⑩⑪
	責任	法人及び第三者（監査報告の虚偽は過失責任、その他は重過失責任）に対する損害賠償責任	法人及び第三者（監査報告の虚偽は過失責任、その他は重過失責任）に対する損害賠償責任	44の2,3	法人及び第三者（監査報告の虚偽は過失責任、その他は重過失責任）に対する損害賠償責任	45の20Ⅰ,45の21	法人及び第三者（監査報告の虚偽は過失責任、その他は重過失責任）に対する損害賠償責任	111,117
	選任	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会の同意を得て理事長が選任 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会が選任 → 評議員が選任 → 監事の意見確認手続を求める → 監事の選任議案に対する監事（過半数）の同意・議題等提出請求 → 評議員会における監事の選任に関する意見陳述 	<ul style="list-style-type: none"> 38Ⅳ 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会が選任 監事の選任議案に対する監事（過半数）の同意・議題等提出請求 評議員会における監事の選任に関する意見陳述 	<ul style="list-style-type: none"> 43 43Ⅲ準用 43Ⅲ準用 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会が選任 監事の選任議案に対する監事（過半数）の同意・議題等提出請求 評議員会における監事の選任に関する意見陳述 	<ul style="list-style-type: none"> 63 72 74
	構成・資格	—	→常勤の監事を置くことが望ましい		<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉事業について識見を有する者 財務管理について識見を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 44Ⅴ① ② 	—	
	兼職禁止	理事・評議員・法人職員との兼職禁止	理事・評議員・法人職員との兼職禁止	39	理事・評議員・法人職員との兼職禁止	44Ⅱ	当該法人・子法人の理事・使用人との兼職禁止	65Ⅱ
	外部監事	1名以上	1名以上 → 公益法人の見直しを踏まえ、外部・独立性を検討	38ⅤⅥ	—		→ 1名以上の義務付け・外部人材の定義を検討	
	親族等の選任の制限	各役員の親族が一人を超えて含まれてはならない ※寄附行為作成例：含まれてはならない	各役員の親族・特殊関係者が含まれてはならない → 各理事の親族・特殊関係者が含まれてはならない	38Ⅶ	各役員の親族・特殊関係者が含まれてはならない	44Ⅶ	各監事及びその親族・特別関係者が理事総数の3分の1を超えない	公5⑩⑪

		学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は改革会議提言 (R3.12)	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中		
監事	解任	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為の定め — — ・所轄庁の解任勧告 	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会が解任 (解任事由のあるとき) → いつでも評議員会の決議によって解任 → 職務義務違反等の解任事由を定める → 解任事由なし → 監事・辞任監事の意見確認手続を求める → 評議員会における監事の解任・辞任に関する意見陳述、辞任監事の意見陳述 ・解任の訴え → 解任の訴え ・所轄庁の解任勧告 	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会が解任 (解任事由のあるとき) <ul style="list-style-type: none"> — 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき — 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき ・評議員会における監事の解任・辞任に関する意見陳述、辞任監事の意見陳述 ・解任の訴え ・所轄庁の解任勧告 	<ul style="list-style-type: none"> 45の4 I 43Ⅲ準用 45の4Ⅲ準用 56Ⅶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会が解任 (解任事由のあるとき) <ul style="list-style-type: none"> — 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき — 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき ・評議員会における監事の解任・辞任に関する意見陳述、辞任監事の意見陳述 ・解任の訴え 	<ul style="list-style-type: none"> 176 74 284~
	任期	寄附行為の定め	<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為の定め → 理事の任期と同等以上 → 理事の任期の倍以上 	<ul style="list-style-type: none"> 30 I ⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> 選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで (定款で短縮可) 	<ul style="list-style-type: none"> 45 	<ul style="list-style-type: none"> 選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで (定款で2年まで短縮可)

		学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は改革会議提言 (R3.12)	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中		
会計監査人	機関としての会計監査人	— ※1,000万円以上の補助を受けている場合は公認会計士又は監査法人の監査報告書を所轄庁に届出(私立学校振興助成法)	→ 会計監査人による会計監査の義務付けを検討(大規模法人) → 私学振興助成法に基づく会計監査制度は維持したうえで、会計監査人による会計監査の義務付け(大規模法人) ※ 私学法に基づく監査と助成法に基づく監査の重複を避けるため、作成と監査の一元化を図る ※ 学校法人会計基準の根拠法令を助成法から私学法に変更	会計監査人による会計監査の義務(大規模法人) ・収益30億円超又は負債60億円超 → 将来的に収益10億円超又は負債20億円超	36Ⅱ,37 会計監査人による会計監査の義務(大規模法人) ・収益1,000億円以上、費用・損失1,000億円以上又は負債50億円以上 → 義務付け範囲の拡大を検討	公5②	
	職務・権限・義務	※貸借対照表等の監査 ※監査報告書の作成 — — — — —	→ 計算書類・附属明細書・財産目録の監査 → 会計監査報告の作成(財産及び損益の状況を適正に表示しているかの監査意見) → 評議員会での意見陳述(監査意見が異なる時、出席要求決議時) → 監事への報告義務(理事の不正行為、法令等に違反する重大な事実を発見したとき) → 会計帳簿等の閲覧謄写 → 子法人(連結・実質支配グループについて対象)に対する報告要求 → 法人又は子法人の業務及び財産の状況の調査 → 善管注意義務	・計算書類・附属明細書・財産目録の監査 ・会計監査報告の作成(財産及び損益の状況を適正に表示しているかの監査意見) ・定時評議員会での意見陳述(監査意見が異なる時、出席要求決議時) ・監事への報告義務(理事の不正行為、法令等に違反する重大な事実を発見したとき) ・会計帳簿等の閲覧謄写 — ・法人の業務及び財産の状況の調査 ・善管注意義務	45の28Ⅱ 45の19Ⅰ 45の19Ⅵ準用 45の19Ⅵ準用 45の19Ⅲ — 45の19Ⅳ 38	・計算書類・附属明細書の監査 ・会計監査報告の作成(財産及び損益の状況を適正に表示しているかの監査意見) ・定時評議員会での意見陳述(監査意見が異なる時、出席要求決議時) ・監事への報告義務(理事の不正行為、法令等に違反する重大な事実を発見したとき) ・会計帳簿等の閲覧謄写 ・子法人に対する報告要求 ・法人又は子法人の業務及び財産の状況の調査 ・善管注意義務	124Ⅱ 107Ⅰ 109 108 107Ⅱ 107ⅢⅣ 107Ⅲ 172
	責任	—	→ 法人及び第三者(会計監査報告の虚偽は過失責任)に対する損害賠償責任	・法人及び第三者(会計監査報告の虚偽は過失責任、その他は重過失責任)に対する損害賠償責任	45の20 Ⅰ,45の21	・法人及び第三者(会計監査報告の虚偽は過失責任、その他は重過失責任)に対する損害賠償責任	111,117
	選任	— — —	→ 評議員会が選任 → 会計監査人の選任(解任・再任を含む)に関する議案内容に係る監事の決定権 → 会計監査人の報酬決定に関する監事(過半数)の同意	・評議員会が選任 ・会計監査人の選任(解任・再任を含む)に関する議案内容に係る監事の決定権 ・会計監査人の報酬決定に関する監事(過半数)の同意	43 43Ⅲ準用 45の19Ⅵ準用	・評議員会が選任 ・会計監査人の選任(解任・再任を含む)に関する議案内容に係る監事(過半数)の決定権 ・会計監査人の報酬決定に関する監事(過半数)の同意	63 73 110
	資格	※公認会計士又は監査法人	→ 公認会計士又は監査法人	公認会計士又は監査法人	45の2	公認会計士又は監査法人	68
	欠格事由	—	→ 公認会計士法により監査できない公認会計士	公認会計士法により監査できない公認会計士	45の2Ⅲ	公認会計士法により監査できない公認会計士 ・子法人から監査外業務で継続的な報酬を受ける公認会計士 ・上記報酬を受ける公認会計士が半数以上の監査法	68Ⅲ
	補助者の制限	—	→ 会計監査人となることができない公認会計士、法人又は子法人の理事・監事・法人職員、法人又は子法人から監査外業務で継続的な報酬を受ける者(公認会計士以外の者)	・会計監査人となることができない公認会計士 ・理事・監事・法人職員 ・法人から監査外業務で継続的な報酬を受ける者(公認会計士以外の者)	45の19Ⅴ	・会計監査人となることができない公認会計士 ・法人又は子法人の理事・監事・法人職員 ・法人又は子法人から監査外業務で継続的な報酬を受ける者(公認会計士以外の者)	107Ⅴ

		学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は改革会議提言 (R3.12)	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中
会計 監査 人	解任	—	→ 評議員会又は監事が解任 (解任事由のあるとき) — 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき — 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき — 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき ・ 監事による会計監査人の解任の評議員会への報告	・ 評議員会又は監事 (全員同意) が解任 (解任事由のあるとき) — 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき — 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき (監事による解任の場合) — 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき ・ 監事による会計監査人の解任の評議員会への報告	・ 評議員会又は監事 (全員同意) が解任 (解任事由のあるとき) — 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき — 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき (監事による解任の場合) — 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき ・ 監事による会計監査人の解任の評議員会への報告
	任期	—	→ 原則として選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	原則として選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	原則として選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

		学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は改革会議提言 (R3.12)	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中	
計 算 書 類 ・ 情 報 公 開	会計帳簿	—	—	・作成義務 ・保存(10年)義務 ・評議員の閲覧謄写請求	45の24,45 の25 ・作成義務 ・保存(10年)義務 ・評議員の閲覧謄写請求	120,121
	計算書類等	・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業報告書 ※私立学校振興助成法により計算書類に含まれる明細書(資金収支内訳表・人件費支出内訳表・事業活動収支内訳表・固定資産明細表・借入金明細表・基本金明細表)	・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業報告書 ※私立学校振興助成法により計算書類に含まれる明細書(資金収支内訳表・人件費支出内訳表・事業活動収支内訳表・固定資産明細表・借入金明細表・基本金明細表) → 財務情報・事業報告書の様式の統一(詳細については要検討)、財務情報のセグメント別の記載	47 I ・計算書類(貸借対照表・収支計算書) ・附属明細書(借入金明細書・寄付金収益明細書・補助金事業等収益明細書・区分間繰入金明細書・区分間貸付金残高明細書・基本金明細書・国庫補助金等特別積立金明細書) ・事業報告・附属明細書 ・財産目録 ・会計年度終了後3月以内の作成 ・計算書類の保存(10年)義務 ・計算書類・事業報告・監査報告の評議員への提供(定時評議員会招集通知時)	45の27,45 の29 ・計算書類(貸借対照表・損益計算書) ・附属明細書(固定資産明細・引当金明細) ・事業報告・附属明細書 ・事業年度経過後3月以内 ・計算書類の保存(10年)義務 ・計算書類・事業報告・監査報告の評議員への提供(定時評議員会招集通知時)	123,125, 公21 II
	備置き・閲覧	・財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・役員等名簿の備置き(5年)義務 ・何人の閲覧請求(都道府県知事所轄法人は利害関係人の閲覧請求)	・財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・役員等名簿の備置き(5年)義務 ・何人の閲覧請求(都道府県知事所轄法人は利害関係人の閲覧請求) → 評議員の謄写請求 → 評議員の謄写請求	47 II III ・計算書類・事業報告・これらの附属明細書・監査報告・会計監査報告の備置き(5年)義務 ・評議員・債権者の閲覧謄写請求 ・何人の閲覧請求 ・財産目録・役員等名簿・役員報酬支給基準の備置き(3年)義務 ・何人の閲覧請求	45の32 45の34 ・計算書類・事業報告・これらの附属明細書・監査報告・会計監査報告の備置き(5年)義務 ・評議員・債権者の閲覧謄写請求 ・役員報酬支給基準の公表	129 公20 II
	公表	監査報告書・財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・役員等名簿のインターネットを通じた公表(大臣所轄法人のみ) ※都道府県知事所轄法人のうち専門学校設置法人は修学支援新制度により公表	監査報告書・財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・役員等名簿のインターネットを通じた公表(大臣所轄法人のみ。都道府県知事所轄法人は対象外) → 共通プラットフォームによる財務情報・事業報告書の公表	63の2 ・定款・役員等名簿のインターネットを通じた公表 ・計算書類の開示システムを通じた公表	59の2 ・ポータルサイトを通じた閲覧請求 → 請求の不要化・各法人のホームページでの公表を推進	公22

	学校法人 ※緑字はR1私学法改正 (現在)	学校法人 ※青字は有識者会議提言 (R3.3) ※赤字は改革会議提言 (R3.12)	社会福祉法人 ※灰字はH28の社福法改正	公益財団法人 ※青字は改正検討中	
欠格事由	(役員のみ) ・禁錮以上の刑に処せられた者 ・免許状失効から三年を経過しない者 ・免許状取上げ処分を受け三年を経過しない者 ・政府を暴力で破壊することを主張する政党等の加入者 ・心身故障者	(役員) ・禁錮以上の刑に処せられた者 ・免許状失効から三年を経過しない者 ・免許状取上げ処分を受け三年を経過しない者 ・政府を暴力で破壊することを主張する政党等の加入者 ・心身故障者	38Ⅷ (役員・評議員) ・心身故障者 ・社会福祉法等の刑が執行中の者 ・禁錮以上の刑が執行中の者 ・解散命令により解散を命ぜられた当時の役員	40 I 44 I (役員・評議員) ・心身故障者 ・一般社団法人法、会社法等の刑の執行から二年を経過しない者 ・禁錮以上の刑が執行中の者	65 I
組織に関する訴え	—	→ 出訴期間、当事者適格等の整備を検討	・設立無効・合併無効 ・評議員会決議不存在・無効確認 ・評議員会決議取消 — —	35Ⅱ準 用,55 45の12準用 45の12準用 ・設立取消 ・解散	264 265 266 267 268
罰則	—	・特別背任 — ・贈収賄 ・不正手段による認可取得	・特別背任 — ・贈収賄 — ※権利義務者・一時職務者・清算人も対象	130の2 130の3 ・特別背任 ・財産処分・目的外投機取引 ・贈収賄 ・不正手段による公益認定取得 ※権利義務者・一時職務者・清算人も対象	334 335 337 公62
その他					